

10連休中の臨時開庁について

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の施行に伴い、2019年4月27日(土)から5月6日(月)までの10日間が連休となります。

そのうち5月1日(水)については、改元初日であり、また大安という吉日に当たっていることで多数の戸籍届けが予想されます。また、連休中の転出入に係る届出も多数見込まれます。

このことから、大型連休中の区民サービスの一環として、本庁舎区民課窓口を臨時に開庁し戸籍届出・住民異動届出等の受付業務を行います。

2019年の10連休カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
4・21	22	23	24	25	26	27
		↓ 祝日に挟まれた休日 ↓				連休始まり
28	29	30	5・1	2	3	4
	昭和の日	天皇陛下 即位	1年限りに祝日 皇太子さま即位		憲法記念 日	みどりの 日
5	6	7	8	9	10	11
こどもの 日	振替休日	← 10 連休				

1. 開庁窓口 本庁舎区民課窓口
2. 開庁日時 5月1日(祝・水) 午前9時～午後3時
3. 取扱事務 ○戸籍届出受付 ○住民異動届出受付 ○戸籍関係証明書・住民票交付 ○印鑑登録・証明交付 ○国民健康保険・国民年金の手続き 等